

III 生活衛生

生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当、保健栄養担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生及び食品衛生等に係る各種の事業を実施した。

1 医事・薬事

(1) 医療機関等の許認可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

平成19年度から有床診療所への立入調査を実施している。平成20年度からは3年に1回の頻度で立入調査を実施することとし、今年度は8件立入調査を実施した。また、平成19年度の市移管に伴い、新たに衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っている。

(2) 薬局等の許認可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、医薬品等一斉監視指導を2回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品等6品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。試験結果は、全品目適合であった。

(3) 毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、6月には農薬等の一斉取締、11月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

(4) 医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受け及び交付を行っている。

(5) 家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品等37検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

(6) 薬物乱用防止対策

東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会とともに、平成22年5月の「健康フェスタ」等において、薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施し、薬物乱用の恐ろしさや知識の啓発に努めている。平成20年度から、小中学校生徒の指導にあたる教師及び薬物乱用防止講師の資質の向上に資するため、薬物乱用防止講師養成研修会を開始した。

また、市内の小中学校生を対象とした薬物乱用防止講習会において使用するパンフレットや、薬物標本の貸し出し等を行っている。

(7) 救急医療機関

救急業務に関し協力する旨の申し出があって、告示（更新）のあった医療機関は9施設であった。

(8) 年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっている。

医事業事関係施設数及び監視指導件数（表1-1）

（平成22年度）

業態		施設数		新規	廃止	更新	諸届	監視指導		
		21年度末	22年度末							
病院		42(9,391)	41(9,226)	1	2	—	151	9		
一般診療所		374(139)	381(127)	34(18)	27(30)	—(—)	166	41		
	有床	19(139)	18(127)	1(18)	2(30)	—(—)	16	8		
	無床	355	363	33	25	—	150	33		
歯科診療所		282(—)	284(—)	18	16	—(—)	111	19		
	有床	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—		
	無床	282	284	18	16	—	111	19		
助産所		16(8)	17(8)	4	3	—(—)	4	—		
	有床	3(8)	2(3)	0(0)	1(5)	—(—)	3	—		
	無床	13	15	4	2	—	1	—		
衛生検査所		6	7	1	—	—	28	5		
施設	あま指、はり、きゅう	249	268	21	2	—	51	25		
術所	柔道整復	104	117	15	2	—	27	17		
出張施術業務者		195	206	18	7	—	—	—		
医業類似行為		1	1	—	—	—	—	—		
歯科技工所		84	85	2	1	—	3	2		
総数		1,353	1,407	114	60	—	541	118		
薬品	薬局	206	209	18	15	42	581	116		
	販売業	一般販売業	25	17	—	8	2	15	5	
		店舗販売業	39	58	22	3	—	165	42	
		卸売（一般）販売業	25	31	7	1	4	29	12	
		薬種商販売業	13	8	—	5	3	7	9	
		特例販売業	8	6	—	2	—	4	1	
		配置販売業	—	—	—	—	—	—	—	
	薬局・製造販売業	18	18	1	1	4	1	7		
	薬局・製造業	18	18	1	1	4	1	7		
	麻薬小売業者	113	118	12	7	42	234	44		
向精神薬販売業者	231	227	—	—	—	—	121			
覚せい剤原料取扱薬局*1	206	210	—	—	—	6	116			
高度管理医療機器販売業・賃貸業		145	145	13	13	55	139	149		
高度管理医療機器販売業		106	109	18	15	58	76	78		
高度管理医療機器賃貸業		1	1	—	—	—	—	—		
管理医療機器販売業・賃貸業（兼業）		241(191)	250(201)	33	24	—	—	185		
管理医療機器販売業		704	698	27	33	—	—	—		
管理医療機器賃貸業		6	5	—	1	—	—	—		
化粧品販売業		316	329	47	34	—	—	185		
医薬部外品販売業		316	329	47	34	—	—	185		
毒物劇物	販売業	一般販売業	159	157	12	14	27	48	76	
		特定品目販売業	10	8	—	2	4	4	5	
		農薬用品目販売業	9	9	—	—	6	2	15	
	業務上取扱者	届出	電気メッキ業	4	3	—	1	—	1	4
			金属熱処理業	—	—	—	—	—	—	—
		非届出	運送業	—	1	1	—	—	1	1
			工場・研究所 学校	57 140	57 142	— —	— —	— —	— —	5 —
	総数		3,116	3,163	259	214	251	1,314	1,368	

（ ）内は病床数 あま指：あん摩マッサージ指圧 ※1 覚せい剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

※2 「管理医療機器販売業・賃貸業（兼業）」の各項目における（ ）内数値は兼業分再掲

病院・診療所・助産所病床数（表 1－2）

年 度	総 数	病 院	病 院 内 訳					一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助産所
			一般病床	結核病床	精神病床	感染症病床	療養病床			
21 年度	9,215	9,068	2,739	—	4,232	8	2,089	139 (17)	—	8
22 年度	9,356	9,226	2,891	34	4,218	8	2,075	127 (17)	—	3

*：（ ）内は療養病床再掲

八王子医療刑務所病院・少年院（診療所）関係の病床は含まない。

医療従事者免許受付件数（表 1－3）

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 技 工 士	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 免 許
21	総 数	1,083	33	13	184	121	12	481	98	9	12	34	7	1	40	34	4
22	総 数	969	37	12	76	107	11	443	79	11	20	36	58	4	36	35	4
	新 規	604	31	9	36	84	8	258	33	5	9	18	57	2	25	29	—
	籍訂正・書換	316	3	2	36	23	3	170	32	4	11	16	1	2	8	5	—
	再 交 付	35	0	—	3	—	—	12	14	2	—	1	—	—	2	1	—
	除 籍 (まっ消)	5	3	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	9	—	—	3	—	—	3	—	—	—	1	—	—	1	—	4	

シアン化合物を使用している電気めっき事業所等の廃水検査（表 1－4）

年 度	区 分	施 設 数	採 水 件 数	検 査 結 果	
				1.0ppm 以下	1.0ppm を超えたもの
21	総 数	4	4	4	—
22	総 数	4	4	4	—
	電気めっき業 金属熱処理業	4 —	4 —	4 —	— —

医療機関従業者数表（表1-5）

（平成20年10月1日現在）

種 別	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所
総 数	8,620.4	2,556.8	1,105.9
医 師	730.6	391.8	—
（ 常 勤 ）	577.0	297.0	—
（ 非 常 勤 ）	153.6	94.8	—
歯 科 医 師	25.3	4.9	383.8
（ 常 勤 ）	17.0	2.0	324.0
（ 非 常 勤 ）	8.3	2.9	59.8
薬 剤 師	207.8	19.7	—
保 健 師	101.4	36.6	—
助 産 師	43.7	2.0	—
看 護 師	2,481.1	272.2	0.6
准 看 護 師	1,073.7	201.1	0.3
看 護 業 務 補 助 者	1,413.0	141.6	—
理 学 療 法 士	162.3	24.8	—
作 業 療 法 士	172.4	6.1	—
視 能 訓 練 士	7.2	8.9	—
言 語 聴 覚 士	47.1	3.0	—
義 肢 装 具 士	—	—	—
歯 科 衛 生 士	18.4	7.5	223.3
歯 科 技 工 士	1.0	1.5	20.7
歯 科 業 務 補 助 者	—	—	346.8
診 療 放 射 線 技 師	142.2	28.6	—
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	1.9	9.0	—
臨 床 検 査 技 師	205.8	42.5	—
衛 生 検 査 技 師	—	1.0	—
臨 床 工 学 技 師	44.8	21.6	—
あん摩マッサージ指圧師	9.5	34.3	—
柔 道 整 復 師	1.0	24.2	—
管 理 栄 養 士	66.7	—	—
栄 養 士	44.0	23.4	—
精 神 保 健 福 祉 士	64.9	0.8	—
社 会 福 祉 士	22.1	15.8	—
介 護 福 祉 士	170.9	184.9	—
そ の 他 の 技 術 員	69.9	72.4	—
医 療 社 会 事 業 従 事 者	58.0	15.5	—
事 務 職 員	644.6	667.3	105.9
そ の 他 の 職 員	589.1	293.8	24.5

* 3年ごとに行われる医療施設静態調査による。

年末届出件数（表1－6）

（平成22年12月31日現在）

区分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師
件数	8,421	1,061	391	1,492	311	86	5,080			

2 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

(1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数・許可・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）（表2-1）

業種	施設数		許可・確認届出件数	変更件数	廃止件数	監視指導件数
	21年度末総数	22年度末総数				
総数	6,561	6,343	177	448	261	742
理容所	335	329	11	38	17	111
美容所	614	628	52	167	37	189
クリーニング所	355	350	23	14	28	75
一般取次所	127	123	4	6	8	24
公衆浴場	228	227	19	8	20	51
普通の浴場	39	39	2	8	1	43
普通の浴場	4	4	—	—	—	4
旅館	35	35	2	8	1	39
ホテル	72	72	5	26	5	84
旅館	26	27	3	11	2	34
簡易宿所	40	39	1	13	2	42
下宿	6	6	1	2	1	8
季節営業（再掲）	—	—	—	—	—	—
興行場	1	1	1	1	1	2
映画館	22	23	1	21	—	23
多目的利用施設	13	13	—	18	—	13
その他の施設	8	9	1	2	—	9
仮設興行場	1	1	—	1	—	1
プール	—	—	—	—	—	—
許可届出施設	157	23	30	9	31	62
水道施設	24	23	30	9	31	62
上水道	133	—*	—*	—*	—*	—*
簡易水道	3,116	3,026	42	55	134	106
専用水道	—	—	—	—	—	—
簡易専用水道	—	—	—	—	—	—
特定小規模貯水槽水道	45	44	1	36	2	53
特定外小規模貯水槽水道	799	784	18	11	33	19
温泉利用施設	661	643	12	5	30	25
墓地	1,611	1,555	11	3	67	9
墓地	12	12	3	2	2	15
墓	1,680	1,678	1	6	3	24
墓	1,663	1,662	1	4	2	19
納骨堂	16	15	—	2	1	5
火葬場	1	1	—	—	—	—
特定建築物	159	163	7	102	3	10

* 条例改正により、平成22年より届出プール施設なし。

環境衛生関係施設・届出・廃止・監視指導件数（要綱に基づく施設）（表2-2）

施設	施設数		許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
	21年度末総数	22年度末総数			
総数	786	780	—	6	20
コインランドリー	60	60	—	—	15
コインシャワー	—	—	—	—	—
飲用に供する井戸等	726	720	—	6	5

(2) 室内環境対策

健康づくり施策の一環として、測定機器等を使用して住まいの環境調査を実施し、データに基づき健康的な住まい方や維持管理について助言を行っている。

室内環境対策（表2-3）

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合計
相談件数	23	7	5	345	22	32	434
調査件数	5	—	—	9	1	5	20

(3) 環境衛生関係施設の科学検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行っている。なお、施設の科学検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

ア 理容所・美容所の空気検査（表2-4）

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）				
							冷房期		暖房期		
					適合	不適合	炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素	
理容所	68	68	—	68	68	—	—	—	—	—	—
美容所	7	6	1	7	6	1	—	—	1	—	—
				基準		0.5%以下	(50ppm以下)*	0.5%以下	(50ppm以下)*		

*（ ）内は指導基準によるもの

イ クリーニング所の空気検査（表2-5）

溶 剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		指導基準
					適 合	不適合	
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	50ppm 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	200ppm 以下
フロン（113）	—	—	—	—	—	—	—

ウ クリーニング所の排水検査（表2-6）

溶 剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		指導基準
					適 合	不適合	
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	0.1mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	3mg/ℓ 以下

エ 公衆浴場検査（表2-7）

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）						
					適 合	不適合	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌群	照度	レジオネラ 属菌	遊離残留 塩素	
普 通	4	3	1	26	25	1	—	—	—	—	—	1	
その他	35	25	10	136	96	40	2	13	1	25	4	8	
							基 準	5度以下	25mg/ℓ以下	1個/mℓ以下	20Lux 以上	検出され ないこと	0.4mg/ℓ以上

オ 興行場の空気検査（表2-8）

検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）					
				適 合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度		
21	20	1	42	41	1	1	—	—	—		
							基 準	0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	*

*場内において映写中または演技中は0.2Lux 以上、休憩中は20Lux 以上

カ プールの水質検査（表2-9）

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適数（延べ数）								
					適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
許可	30	23	7	83	72	11	-	-	-	-	-	1	3	4	3
届出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準							5.8～8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	検出されないこと	200個/ml以下	検出されないこと	100Lux以上	0.4mg/ℓ以上	0.15%以下

* 条例改正により、平成22年より届出プール施設なし。

(4) 行政による水質検査

専用水道や井戸水など実態把握のための行政検査を行っている。

行政による水質検査（表2-10）

区分	検査数	適合	不適合	項目別不適数（延べ数）						
				大腸菌	一般細菌	色度	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	その他
総数	9	8	1	1	-	-	-	-	-	1
飲料水	専用水道	4	4	-	-	-	-	-	-	-
	井戸水等	5	4	1	1	-	-	-	-	1
基準				検出されないこと	100個/ml以下	5度以下	2度以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	-

(5) 苦情と相談

内容別相談件数（表2-11）

総数	営業関係			飲料水					その他
	六法	その他（特定建築物含む）	計	法適用施設	特定小規模貯水槽水道	特定外小規模貯水槽水道	飲用に供する井戸等	計	
1,806	596	571	1167	184	69	15	158	426	213

(6) 衛生管理講習会

各環境衛生施設の衛生水準の向上を図るため、施設の衛生管理講習会を開催した。

衛生管理講習会（表2-12）

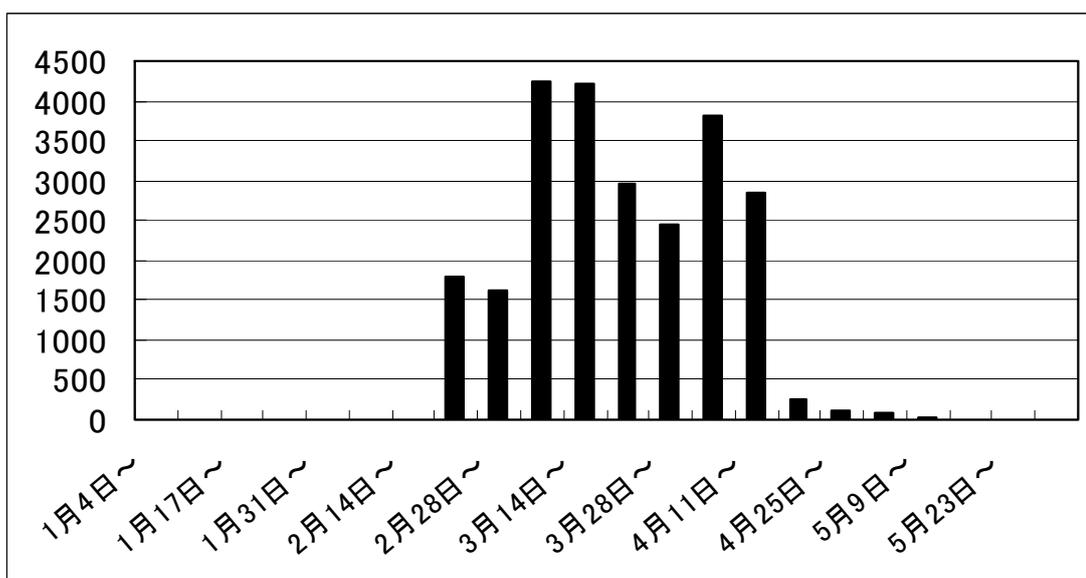
対象	回数	内容	受講者数
プールの管理者	4	プールの衛生管理について	252
理容所の経営者	1	理容所の衛生管理、感染症について	156
美容所の経営者	1	美容所の衛生管理、感染症について	161
旅館業の経営者	1	旅館業営業施設の衛生管理、施設の衛生等について	32
特定建築物管理者	1	立入検査時の事例、建築物環境衛生維持管理要領	90
理美容所の経営者	1	理美容所の衛生管理、感染症について	27
八王子市環境衛生協会自治指導員	1	感染症の予防と対策、環境自主点検について	24
市民（アレルギー教室）	1	乳幼児のアトピー性皮膚炎について	50

(7) 飛散花粉数調査

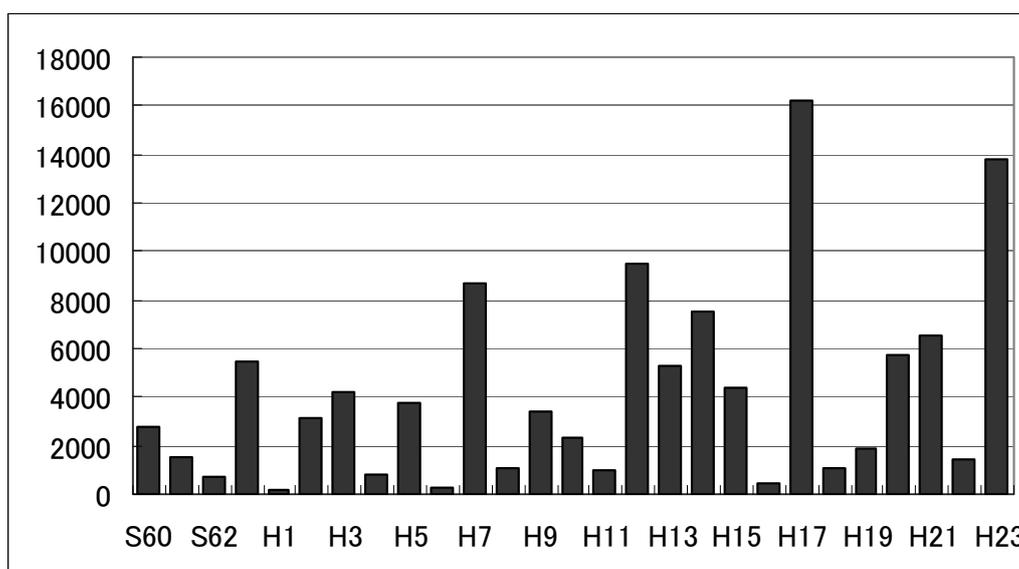
花粉症対策の基礎資料とするため、スギ、ヒノキ、ブタクサ等の飛散花粉数を調査した。

平成23年春（平成23年1月4日から6月2日までの間）の八王子の観測点でのスギ・ヒノキ科花粉数は24424.3 個/cm²を観測した。都内平均のスギ、ヒノキ科合計飛散花粉数は昨春の約9.7倍、過去10年平均の約2.7倍で、都内での観測史上（昭和60年以降）2番目に多い数値であった。八王子の観測点では昨春の約15倍の飛散となった。

(個/cm²/週) 図2-1 八王子観測点のスギ・ヒノキ花粉飛散数（週別）



(個/cm²/シーズン) 図2-2 都内の観測地点の平均値（年別）



3 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品衛生の安全を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これらの施設に対する監視指導、食中毒を起こしやすい業種の重点監視及び市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、衛生講習会を実施し、食品関係業者等の衛生知識の普及向上に努めた。

(1) 営業施設、許可数、監視指導件数

ア 食品衛生法第52条に規定する営業（表3-1）

区 分	21年度末 営業所数	22年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	備 考	
			新 規	更 新				
合 計	8,869	8,976	1,120	955	1,013	4,375		
飲 食 店 営 業	旅 館 ・ ホ テ ル	57	56	3	6	4	28	業変-1 業変+1
	バ ー ・ キ ャ バ レ ー	166	175	38	8	29	74	
	一 般 飲 食 店	3,232	3,228	400	329	404	1,500	
	民 生 食 堂	—	—	0	—	0	0	
	す し 屋	151	150	9	16	10	135	
	そ ば 屋	137	129	4	20	12	84	
	仕 出 し 屋	53	52	1	2	2	18	
	弁 当 屋	219	219	32	21	32	170	
	そ う 菜 店	175	189	30	23	16	162	
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 等	—	2	2	—	—	2	
	移 動	6	3	—	2	3	1	
	臨 時	365	392	53	67	26	120	
	許 可 あ る 集 団 給 食	273	278	35	34	30	229	
	自 動 車	46	58	26	1	14	28	
自 動 販 売 機	5	8	3	—	—	4		
天 ぶ ら 船	—	—	—	—	—	—		
屋 形 船	—	—	—	—	—	—		
小 計	4,885	4,939	636	529	582	2,555		
喫 茶 店 営 業	店 舗	47	49	13	1	11	21	
	自 動 販 売 機	950	951	74	105	73	210	
	自 動 車	4	4	0	—	—	0	
小 計	1,001	1,004	87	106	84	231		
菓 子 製 造 業	パ ン 製 造 業	140	142	19	13	17	100	業変-2 業変+2
	生 菓 子 製 造 業	158	168	23	16	13	114	
	そ の 他 の 菓 子 製 造 業	198	241	110	16	67	203	
	移 動	1	0	—	—	1	—	
	臨 時	84	80	11	15	15	26	
	自 動 車	19	22	6	1	3	7	
小 計	600	653	169	61	116	450		
あ ん 類 製 造 業	2	2	—	—	—	—		
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	69	69	30	4	30	55		
乳 処 理 業	—	—	—	—	—	—		
計	6,557	6,667	922	700	812	3,291		

区 分	21年度末 営業所数	22年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	備 考	
			新 規	更 新				
特別牛乳さく取処理業	—	—	—	—	—	—		
乳製品製造業	5	5	—	1	—	1		
集 乳 業	—	—	—	—	—	—		
乳類販売業	専 ショーケース売り	39	2	5	5	14		
	自動販売機	617	52	65	68	286		
	移動販売車	543	552	47	51	38	95	
	移動販売車	5	5	—	1	—	1	
小 計	1,204	1,194	101	122	111	396		
食 肉 処 理 業	15	12	—	2	2	10		
食肉販売業	一 般	134	12	26	9	156		
	包装	320	26	29	20	97		
	自動販売機	—	—	—	—	—		
	移動販売車	1	1	—	—	—		
小 計	455	464	38	55	29	253		
食 肉 製 品 製 造 業	5	5	1	2	1	7		
魚介類販売業	一 般	173	23	29	19	173		
	包装	294	25	27	24	87		
	移動販売車	3	4	1	—	—	1	
	小 計	470	476	49	56	43	261	
魚介類せり売業	1	1	—	—	—	—		
魚肉ねり製品製造業	8	7	—	1	1	13		
食凍・冷蔵業	冷 凍 業	9	8	—	1	1	11	
	冷 蔵 業	8	8	—	—	—	2	
	小 計	17	16	—	1	1	13	
食品の放射線照射業	—	—	—	—	—	—		
清涼飲料水製造業	5	6	1	1	—	6		
乳酸菌飲料製造業	—	—	—	—	—	—		
氷雪製造業	氷 雪 製 造 業	1	1	—	—	—	—	
	自動角氷製造機	—	—	—	—	—	—	
	自動販売機	—	—	—	—	—	—	
	小 計	1	1	—	—	—	—	
氷 雪 販 売 業	5	5	—	—	—	—		
食製油脂業	動 物 性 油 脂	1	1	—	1	—	2	
	植 物 性 油 脂	1	1	1	—	1	1	
	小 計	2	2	1	1	1	3	
マーガリン又はショートニング製造業	—	—	—	—	—	—		
みそ製造業	—	—	—	—	—	—		
醤油製造業	—	—	—	—	—	—		
計	2,192	2,194	191	242	189	963		
ソ ー ス 類 製 造 業	2	2	—	—	—	1		
酒 類 製 造 業	2	3	1	—	—	1		
豆 腐 製 造 業	32	31	2	4	3	52		
豆 類 製 造 業	3	3	—	1	—	2		
めん類製造業	38	37	2	1	3	34		
そうざい製造業	36	32	2	3	6	24		
かん詰又はびん詰食品製造業	3	3	—	3	—	5		
添加物製造業	4	4	—	1	—	2		
計	120	115	7	13	12	121		

イ 食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（表3-2）

区 分	21年度末 営業所数	22年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数	備 考	
			新 規	更 新				
食 品 製 造 業 等 取 締 条 例 等 に 関 する 営 業	菓 子	6	1	1	/	6	—	
	豆腐及びその加工品	7	10	10		7	—	
	弁 当 類	4	22	22		4	—	
	ゆ で め ん 類	—	—	—		—	—	
	そ う 菜 類	8	10	10		8	—	
	アイスクリーム類	—	1	1		—	—	
	魚介類及びその加工品	1	—	—		1	—	
	小 計	26	44	44		26	—	
行 商	つ け 物 製 造 業	18	22	4	1	—	10	
	製 菓 材 料 等 製 造 業	7	7	—	—	—	1	
	粉 末 食 品 製 造 業	20	17	—	2	3	6	
	そ う 菜 半 製 品 等 製 造 業	9	9	—	—	—	2	
	調 味 料 等 製 造 業	24	24	2	4	2	16	
	魚 介 類 加 工 業	4	3	1	—	2	2	
	液 卵 製 造 業	—	—	—	—	—	—	
食 料 品 等 販 売 業	店 舗	688	662	78	89	121	431	業変-7
	包 装	180	201	36	5	16	66	業変+7
	自 動 販 売 機	84	84	8	2	6	10	
	移 動 販 売 車	11	11	—	1	1	1	
	小 計	963	958	122	97	144	508	
卵 選 別 包 装 業 者	1	1	—	—	—	—		
総 計	1,072	1,067	176	104	160	545		
東 京 都 ふ ぐ の 取 扱 い 規 制 条 例 に 規 定 す る 営 業	66	64	5	—	7	87		

* 行商の施設数については、平成22年1月1日～12月31日末現在である。

ウ 食品製造業等取締条例に規定する営業（集団給食）（表3-3）

区 分	21年度末 営業所数	22年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数	備 考	
総 数	285	294	16	7	326		
集 団 給 食 施 設	学 校 ・ 幼 稚 園	84	85	3	2	29	
	病 院 ・ 診 療 所	30	30	1	1	53	
	工 場 ・ 事 業 所	—	1	1	—	2	
	児 童 福 祉 施 設	105	108	6	3	160	
	社 会 福 祉 施 設	50	53	3	—	63	
	ボ ラ ン テ ィ ア 給 食	6	5	—	1	7	
	そ の 他 給 食（届出以外）	9	11	2	—	11	
	1	1	—	—	1		

エ 食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数（表3-4）

区 分	21年度末 営業所数	22年度末 営業所数	許 可 件 数	休止数	廃業数	監視件数	備 考
食 鳥 処 理 業	3	3	—	—	—	10	

オ 食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等（表3-5）

区 分	21年度末 営業所数	22年度末 営業所数	報 告 件 数	廃業数	監視件数	備 考	
総 計	5,695	5,640	1	56	1,179		
許可を要しない食品製造業	製粉・精米・精麦業	111	111	—	—	19	
	つけ物製造業	32	29	—	3	12	
	その他の食品製造業	一般食品	31	32	1	—	16
		乳肉食品	—	—	—	—	—
小 計	174	172	1	3	47		
許可を要しない食品販売業	魚介類加工品販売業	680	677	—	3	160	
	乳製品販売業	706	704	—	2	173	
	アイスクリーム類販売業	858	850	—	8	210	
	野菜果物販売業	596	589	—	7	123	
	菓子(パンを含む)販売業	1,035	1,011	—	24	272	
	主食販売業	168	168	—	—	16	
	酒類・調味料販売業	390	385	—	5	56	
	その他の食品販売業	179	179	—	—	24	
小 計	4,612	4,563	—	49	1,034		
器具容器包装おもちゃ	食器具容器包装製造業	—	—	—	—	—	
	食器具容器包装販売業	215	214	—	1	32	
	おもちゃ製造業	—	—	—	—	—	
	おもちゃ販売業	221	221	—	—	19	
	小 計	436	435	—	1	51	
添加物製造業	—	—	—	—	—		
添加物販売業	473	470	—	3	47		
乳さく取業	—	—	—	—	—		

(2) 食品検査等

ア 食品別収去検査（健康安全研究センター等送付分）（表3-6）

項目 食品分類	合 計			細菌検査			化学検査		
	合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
21年度管内総数	237	235	2	177	177	—	60	58	2
22年度管内総数	252	252	—	190	190	—	62	62	—
魚介類等	魚 介 類	8	8	—	8	8	—	—	—
	魚 介 類 加 工 品	17	17	—	10	10	—	7	7
冷凍食品	無 加 熱 摂 取	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前加熱済・加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前未加熱・加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—
	生食用冷凍鮮魚介類	—	—	—	—	—	—	—	—
肉・卵類及びその加工品		79	79	—	72	72	—	7	7
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 製 品	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 類 加 工 品	—	—	—	—	—	—	—	—
	アイスクリーム類・氷菓	5	5	—	5	5	—	—	—
農産物等	穀類及びその加工品	3	3	—	2	2	—	1	1
	野菜類・果物及びその加工品	25	25	—	15	15	—	10	10
菓 子 類		31	31	—	24	24	—	7	7
飲料・氷雪・水	清 涼 飲 料 水	12	12	—	5	5	—	7	7
	酒 精 飲 料	3	3	—	—	—	—	3	3
	氷 雪	1	1	—	1	1	—	—	—
	水	1	1	—	1	1	—	—	—
その他の食品	缶 詰 ・ び ん 詰	4	4	—	—	—	—	4	4
	調 味 料	10	10	—	3	3	—	7	7
	そうざい類及びその半製品	39	39	—	35	35	—	4	4
	上 記 以 外 の 食 品	14	14	—	9	9	—	5	5
添加物	別表第2の添加物及び製剤	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 添 加 物	—	—	—	—	—	—	—	—
器具等	器 具 及 び 容 器 包 装	—	—	—	—	—	—	—	—
	お も ち や	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業（すし屋、弁当屋等）や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査した。また、検査を実施したすべての業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行った。

食品・器具・手指の検査（保健所実施分）（表 3-7）

年度	区 分		検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
				良	不 良	良	不 良
21	管 内 総 数		1,382	1,158	224	—	—
22	管 内 総 数		1,193	1,091	102	—	—
	内 訳	手 調 理 器 具	585	521	64	—	—
		食 品	518	490	28	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	
		90	80	10	—	—	

(3) 食中毒

ア 食中毒発生状況

平成22年度は2件の食中毒が発生した。病因物質はノロウイルス及びカンピロバクターであった。

食中毒発生状況（表 3-8）

総 数		内 訳				
21年度	22年度	発生年月日	原因施設	原因食品	原因物質	患者数／喫食者数
3件	2件	22年4月1日	飲食店	すし	ノロウイルス	53／95
		22年6月11日	飲食店	鶏肉料理	カンピロバクター	21／53

イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体の依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査（表 3-9）

事 件 数	調 査 対 象 数				検 査 件 数		
	患 者 関 係			施設関係	総 数	病 因 菌 検 出 状 況	
	総 数	発 病 状 況				不 検 出	検 出
		非 発 病	発 病				
28	83	46	37	5	21	4	17

(4) 苦情・相談等

ア 苦情処理件数（表3-10）

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
21	221	14	38	—	7	23	86	11	19	6	2	29
22	230	18	31	1	7	26	77	14	17	4	2	33

* 食品関係業務報告書に記載した件数。苦情内容が複数の場合があるため、件数と一致しない。

イ 相談件数（表3-11）

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
6,099	2,357	3,742

(5) 講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会(A)は、飲食店営業（仕出し屋、弁当屋、すし屋、集団給食）、許可を要しない集団給食施設（食品製造業等取締条例に基づく届出義務のある施設）、大量調理施設（1回300食以上又は1日750食以上）を対象とした。食品衛生実務講習会(B)は(A)以外の食品営業関係施設を対象とした。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況（表3-12）

年度	区 分	食品衛生実務講習会 (A)	食品衛生実務講習会 (B)	その他(消費者等)	合計
21	回 数 受講者数	9 1,171	52 1,506	10 381	71 3,058
22	回 数 受講者数	5 638	49 1,352	8 360	62 2,350

(6) 調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数（表3-13）

年度	区 分		調 理 師	製菓衛生師
21	管 内 総 数		209	14
22	管 内 総 数		243	12
	内 訳	免 許 申 請	198	11
		免 許 証 書 換 交 付 申 請	11	1
免 許 証 再 交 付 申 請		34	—	

(7) 縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数（表3-14）

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	8	2,182
夜間営業者	1（ふぐ一斉）	83
そ の 他	12	170

(8) 化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場・畜舎施設数等及び監視指導状況（表3-15）

年度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料 運 搬 業	動物質原料 運搬容器数
21	年度末施設数等	3	1	2	5
	監視指導件数	—	—	—	5
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—
22	年度末施設数等	3	1	2	5
	監視指導件数	—	—	—	5
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—

4 栄養指導

健康増進法に基づいて、生活習慣病ハイリスク者・在宅難病患者等への専門的栄養指導及び特定給食施設や食品業者等に対する栄養管理及び栄養表示等に関する指導を行った。

(1) 専門的栄養指導等

ア 個別栄養指導

個別栄養指導状況（表4-1）

年 度	区 分		(計) 栄養指導	栄 養 指 導				
				(再掲)			(再掲) 訪問指導	(再掲) 精神
				生活習慣病	難 病	その他疾病		
21	総 数		376	43	5	47	—	13
22	総 数		337	74		64	—	21
	内 訳	妊 産 婦	1	—	—	1	—	/
		乳 幼 児	3	—	—	3	—	
		20歳未満	3	—	—	3	—	
		20歳以上	330	273	—	57	—	

*22年度総数には再掲に計上されていない数値も含む。

イ 集団栄養指導

集団栄養指導状況（表4-2）

年 度	区 分		(計) 栄養指導	栄 養 指 導			(再掲) 精 神
				(再掲)			
				生活習慣病	難 病	その他疾病	
21	総 数		643	558	—	85	62
22	総 数		367	—	—	38	38
	内 訳	妊 産 婦	—	—	—	—	/
		乳 幼 児	—	—	—	—	
		20歳未満	—	—	—	—	
		20歳以上	367	329	—	38	

(2) 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は379施設である（平成23年3月31日現在）。そのうち管理栄養士が配置されている施設は142施設（37.4%）、栄養士のみ配置されている施設は150施設（39.6%）、管理栄養士及び栄養士が配置されていない施設は87施設（23.0%）である。健康増進法第21条第1項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設は、病院15施設、事業所8施設である。

これらの特定給食施設等に対し、栄養管理等について個別指導（来所、電話、巡回）及び栄養管理講習会等の集団指導を行ってきた。

また、八王子集団給食協議会、福祉給食研究会、八王子病院栄養研究会、八王子保育園給食研究会の

地域自主研究団体の活動を支援した。

給食施設数（表 4-3）

年 度	総 数	学 校	病 院	介 護 老 人 保 健 施 設	老 人 福 祉 施 設	児 童 福 祉 施 設	社 会 福 祉 施 設	矯 正 施 設	寄 宿 舎	事 業 所	給 食 セ ン タ ー	そ の 他
21	372	115	41	8	38	91	11	2	14	31	—	21
22	378	115	41	8	39	92	11	2	14	30	—	26

給食施設指導状況（表 4-4）

年 度	種 別	区 分	総 数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又 は1日250食以上	1回300食以上又 は1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
21	総 数	個別指導延べ施設数	300	147	81	72
		(再掲)巡回指導	30	25	4	1
		集団指導 開設回数 延べ施設数	10 523	— 289	— 86	— 148
22	総 数	個別指導延べ施設数	472	225	130	117
		(再掲)巡回指導	16	3	13	—
		集団指導 開設回数 延べ施設数	7 327	— 176	— 55	— 96

栄養管理講習会実施状況（表4-5）

開催日	会場	テーマ	講師名	参加施設数	参加人数
平成22年 5月17日	八王子労政会館	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生情報（食中毒予防） ・特定給食施設栄養管理報告集計結果 ・情報提供、事務連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所食品衛生監視員 ・保健所栄養士 	57	58
5月20日	八王子市保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生情報（食中毒予防） ・特定給食施設栄養管理報告集計結果 ・情報提供、事務連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所食品衛生監視員 ・保健所栄養士 	49	51
5月24日	八王子市保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生情報（食中毒予防） ・特定給食施設栄養管理報告集計結果 ・情報提供、事務連絡 	保健所食品衛生監視員 保健所栄養士	17	18
7月30日	北野市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・検査値から読み解く生活習慣病と栄養指導 ・情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・せんぼ東京高輪病院 栄養管理室長 足立加代子 氏 ・保健所栄養士 	57	77
8月5日	八王子市保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法に基づく届出について ・給与栄養目標量の設定について 	保健所栄養士	46	49
8月24日	北野市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーの食事療法及び栄養指導の要点 ・情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立病院機構 相模原病院 管理栄養士 長谷川実穂 氏 ・子育て支援課栄養士 ・保健所栄養士 	70	88
平成23年 1月18日	北野市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・薬膳から始める健康 Life ～食材の力を見直そう～ ・情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロート製薬 「旬穀旬菜 Cafe」メニュー開発担当 国際薬膳師 堀 実佐子 氏 ・保健所栄養士 	28	33

(3) 地区組織関連等

保健栄養活動を円滑かつ効果的に実施するため、はちおうじ食のネットワーク会議及び市との保健栄養業務担当者連絡会を開催し、栄養・食生活の向上に関する検討・協議を行った。

また、地域の健康づくりに寄与する在宅栄養士の人材育成を図るため、地域活動栄養士会（平成5年発足、会員数10名）、八王子管理栄養士の会（平成11年発足、会員数8名）の活動を支援した。

関係機関との連絡調整会議（表４－６）

項 目	内 容 等	実施回数	延べ人員
はちおうじ食のネットワーク会議	地域の食に関する機関・団体のネットワークを形成し、その活動を円滑かつ効果的に実施するために、食に関する民間団体、行政関係部・課および保健所栄養関係者により、地域の食育に関する取組み、各団体・行政の情報交換等を実施	1	24
保健栄養業務連絡会	保健栄養業務を円滑かつ効果的に実施するために、行政関係部・課および保健所栄養関係者により、連絡調整、情報交換等を実施	3	42

人材育成状況（表４－７）

項 目	実施回数	延べ人員	内 容 等
ヘルシーメニュー研修会	1	33	市民の健康増進の観点から、食環境整備の一環として、市内飲食店や外食事業者において健康に配慮した料理の提供に向けて、飲食店を対象に情報提供を図る テーマ：「カラフル・フーディング」 講 師：(有) カラーパワーズデザイン成瀬 紀子 氏
地域活動栄養士会	12	95	各世代に対する栄養指導、情報提供等の実施
八王子管理栄養士の会	11	56	生活習慣病予防に関する料理講習会、情報提供等の実施
管理栄養士実習生指導	16	72	実践女子大学3年次生12名 5月6日、5月7日～28日、9月7日～13日、10月5日～22日のうち各5日間

(4) 栄養表示・飲食店指導

飲食店や食品業者に対して随時、栄養成分表示等について普及・指導を行った。また、栄養表示基準制度及び特別用途食品表示許可制度に基づく食品についての収去検査を2回実施した。栄養表示食品3検体、栄養機能食品2検体の表示内容について検査したところ、栄養表示食品1検体について不適正な表示があったため指導を行った。

栄養表示・飲食店指導（表４－８）

年 度	区 分	業 者 指 導 (件数)		
		飲食店等	食品関係業者等	(再掲) 栄養表示基準
21	個別指導延べ施設数	—	3	3
	(再掲)巡回指導	—	—	—
	集団指導 開設回数	2	—	—
	延べ施設数	562	—	—
22	個別指導延べ施設数	143	9	8
	(再掲)巡回指導	102	—	—
	集団指導 開設回数	25	—	—
	延べ施設数	1025	—	—

(5) 特定給食施設栄養改善普及事業（栄養展）等普及啓発

特定給食施設の資質の向上及び給食施設自主活動の活性化を図るとともに、地域の食生活を通じた健康づくりを普及するため、地域の特定給食施設団体との連携により栄養展を開催した。

栄養展実施状況

第34回あなたの栄養展（表4-9）

開催日	会場	テーマ	内容	参加人数
10月8日 (1日目)	クリエイト ホール	健康に生きる ～野菜の力350～	<ul style="list-style-type: none"> ・映画「未来の食卓」上映（2回） ・講演会「野菜をおいしく食べるには」 講師：野菜ソムリエ 篠原 久仁子 氏 ・市内活動事例発表会 ・展示（食に関する庁内の取組み紹介） 	521人 (1日目：214人) (2日目：307人)
10月9日 (2日目)	八王子市 保健所		<ul style="list-style-type: none"> ・展示・体験 (料理・給食の展示、野菜レシピ配布、 食事バランス診断、体年齢測定等) ・デモンストレーション (野菜料理・野菜のおやつ) 	

(6) 健康増進月間における普及活動

市民の健康増進の観点から、食環境整備の一環として、市内飲食店や外食事業者において健康に配慮した料理「ヘルシーメニュー」を、厚生労働省が提唱している健康増進普及月間に併せて、9月1日～9月15日に提供するヘルシーメニューキャンペーンを開催した。開催にあたり、キャンペーンに参加した34店舗を紹介するリーフレットの他、ポスター、のぼり旗をキャンペーンのツールとして行った。ヘルシーメニューを利用した市民からは好評だった。

(7) 国民健康・栄養調査等

健康増進法に基づき、国民の総合的健康増進を図る基礎資料として、国民健康・栄養調査を実施した。調査時期は毎年11月であり、調査内容は身体状況（身長・体重・血液生化学検査等）、栄養摂取量及び生活習慣・運動等の状況である。平成22年度は、調査指定2地区（暁町、小宮町）を対象に実施した。調査結果は個別に通知し、身体状況については医師、栄養摂取状況については栄養士による評価を加えた。

国民健康・栄養調査等実施状況（表4-10）

区分	調査地区	調査対象		項目別実施（人）		
		世帯	人数	栄養摂取状況	身体状況	生活習慣
国民健康・栄養調査	暁町、小宮町	29	70	70	67	60

(8) 食育推進事業

食育基本法に基づいた市の食育推進計画の策定及び総合的な食育の推進を図るために、八王子市食育推進協議会、及び、八王子市食育推進協議会作業部会を開催し、平成23年3月に「八王子市食育推進計画」を策定した。

食育推進事業の一つとして、食育に興味のある市民を対象とした食育セミナーを開催し、地域力を活かす食育について講演を行った。また、市民が食育に親しみを持つきっかけをつくるために、食育推進のイメージキャラクター及び名称を市民から募集し、応募総数2,423作品の中から、はちおうじ食育イメージキャラクターとして「はっちくん」を八王子市食育推進協議会にて決定した。

さらに、食育シンポジウムにて、はちおうじ食育イメージキャラクターの入賞者を対象に表彰式を行った他、八王子市食育推進計画を策定し、食育を推進するために基調講演及びシンポジウムを開催した。

食育推進計画策定（表4-11）

項目	実施回数	延べ人員	内容等
食育推進協議会	2	60	下記団体等からの推薦と行政関係部・課により構成され、平成21年7月24日から平成23年3月31日まで設置 ※学識経験者、公募市民、地区医師会、地区歯科医会 私立保育園協会、私立幼稚園協会、集団給食協議会 施設長会、NPO等団体、外食産業・食品衛生 農業関係者、商工会議所、副校長会
食育推進協議会 作業部会	2	36	下記団体等からの推薦と行政関係部・課により構成され、平成21年7月24日から平成23年3月31日まで設置 ※学識経験者、私立幼稚園協会、農業関係者

食育推進事業実施状況（表4-12）

食育セミナー

開催日	会場	内容	参加人数
7月8日	北野市民センター	対象：市内在住・在勤の方 講演：「八王子の地域力を活かした食育」 講師 食環境ジャーナリスト 金丸 弘美 氏	54

食育シンポジウム（表4-13）

開催日	会場	内容	参加人数
平成23年 2月26日	クリエイトホール	対象：市民 表彰式：はちおうじ食育イメージキャラクター発表及び表彰 基調講演：「“食べる力”を養うこと」 ～ちゃんと食べてちゃんと生きる～ 講師 料理研究家 村上 祥子 氏 シンポジウム：「八王子市食育推進計画について」 ～食を大切にしている人々を 育むまちを目指して～ コーディネーター 吉永 鴻一 氏 パネリスト 野山 修 氏、清水 紀子 氏 内野 彰裕 氏、勝沢 朝子 氏 池田 修一 氏	176